

平成16年1月14日

日本公認会計士協会

## はじめに

我が国における少子化や経済情勢の変化による影響は各所に見られるところであり、私立学校の経営も例外ではなく、経営基盤の強化はどの学校法人にも共通の課題である。この共通の課題に取り組む手法として、経営の統合や分離、学校の設置者変更などが考えられるが、これまで、こうした学校法人の合併や学校の分離（以下「合併又は分離」という。）などについて、会計の実務が成熟しておらずまた一般に公正妥当な会計処理の原則も示されていないため、それぞれ個別に処理されてきた。

一方、株式会社等における再編の手法は、合併、企業買収、営業譲渡、株式移転、会社分割など様々な手法がある。このうち合併に係る会計処理については、消滅会社の株主は消滅会社の純資産を合併時点の公正な評価額（時価）で存続会社に現物出資すると考える現物出資説に基づくパーチェス法や消滅会社の人格を存続会社に継承させると考え消滅会社の純資産は帳簿価額で存続会社に引き継がせるという人格合一説に基づく持分プーリング法などがあり、企業結合の実態に応じて、その経済的実態を正しく認識できる会計処理方法を確立すべく、企業会計審議会から「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成15年10月31日 以下「企業結合意見書」という。）が示された。

しかし、寄附行為によって成り立つ学校法人には株式会社のような持分の概念がないこと、公共性の観点から資産の自由な処分が制限されることなどから、営利企業における会計手法をそのまま取り入れることが適当かどうか慎重に検討する必要がある。

そこで、本研究報告では、学校法人の再編に当たりそれぞれのケースに応じて適切な会計処理が行えるよう、企業会計の分野における企業結合等に係る会計処理の動向も視野に入れ、合併又は分離の会計処理についての検討結果を研究報告として公表し、実務上の参考に供することとした。

なお、合併又は分離は私立学校法において所轄庁の認可事項とされており、本研究報告で示す会計処理は当該正規の経路を経て認可を得ることを前提としていること、また、学校法人会計基準（文部省令第18号 昭和46年4月1日）（以下「会計基準」という。）の在り方についての論議が高まっている中、本研究報告は公表日現在の会計基準によって会計処理が行われることを前提としていることに留意されたい。

## 合併又は分離の意義及びその形態

### 1. 意義

#### (1) 合併

合併とは、二つ以上の学校法人が結合して一つの学校法人となることを目的として

行われる法人間の行為をいい、既存の学校法人が解散し新たな学校法人を設立する新設合併と既存の学校法人のうち解散する学校法人と存続する学校法人に分かれる吸収合併とがある。学校法人の合併については、私立学校法に新設合併と吸収合併を想定している規定(第56条)があるが、合併の意義や会計処理については規定していない。

一般的に、新設合併により新たに設立された学校法人又は吸収合併により合併後存続する学校法人は、合併によって解散した学校法人の権利義務を承継し債権者保護が図られ、教職員も引き継ぐと考えられている。

## (2) 分離

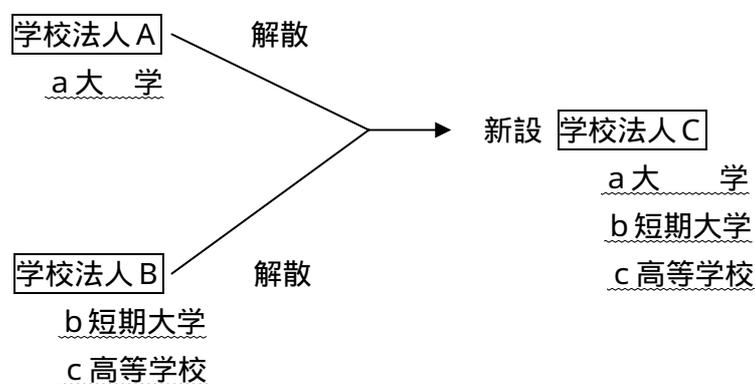
分離とは、学校法人が設置する学校を他の学校法人の設置下におくことを目的として行われる行為をいい、新たな学校法人の設立を伴う新設分離と既存の学校法人間で行われる吸収分離とに区分できる。

この分離については、私立学校法に特別の定めはないが、学校法人の新規設立、学校の設置者変更及び既存の学校の廃止の手続を組み合わせることによって実現できると考えられる。

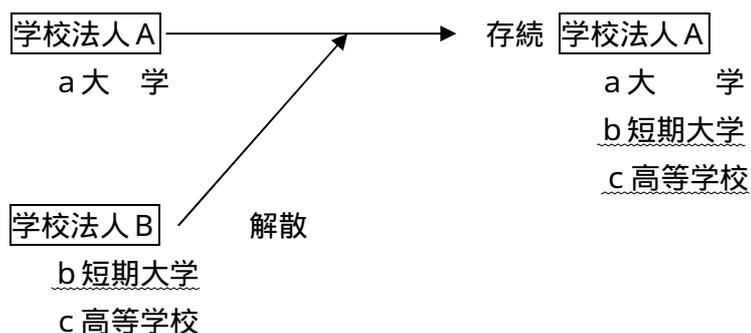
## 2. 合併又は分離の形態

合併又は分離には様々な形態が考えられるが、これらは次の四つのケースに集約されよう。

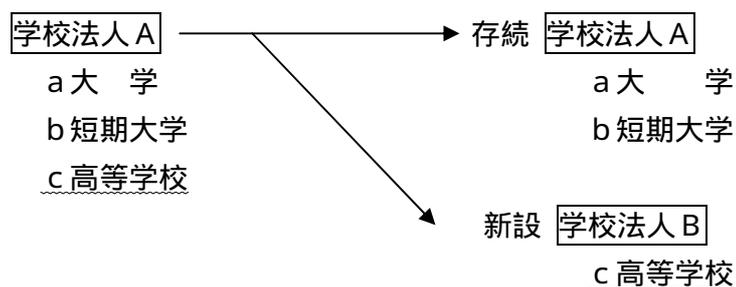
- (1) 新設合併：新たな学校法人Cを設立し、学校法人A及びBが設置するa大学及びb短期大学、c高等学校の設置者になるとともに、学校法人A及びBは解散するケース



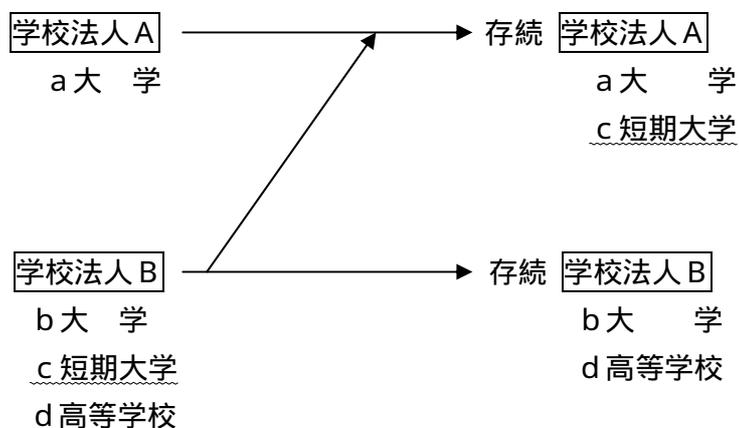
- (2) 吸収合併：学校法人Bが設置するb短期大学及びc高等学校の設置者を、既存の学校法人Aに変更するとともに、学校法人Bは解散するケース



- (3) 新設分離：学校法人Aの設置する学校のうちc高等学校を分離し、新たな学校法人Bを設立して当該分離したc高等学校の設置者になるケース



- (4) 吸収分離：学校法人Bの設置する学校のうちc短期大学を分離し、他の既存の学校法人Aが当該c短期大学の設置者になるケース



なお、以下において、合併に当たり存続又は新設する学校法人並びに分離に当たり学校を受け入れて存続する学校法人又は新設する学校法人を「継承法人」といい、合併又は分離に当たり解散する学校法人を「解散法人」、学校を分離する法人を「分離法人」という。

#### 会計処理に係る基本的考え方

##### 1. 合併

永続的に教育研究活動を行うことを前提とした学校法人の合併に当たっては、継承法人が解散法人から引き継ぐ資産及び負債のみならず基本金もその額について検討しなければならない。

企業結合意見書においては、結合の対価が議決権のある株式であること、結合後の議決権比率が50:50の上下おおむね5パーセントポイント以内であること、この他支配関係を示す一定の事実がないことなどの要件を満たす場合には「持分の結合」と判断し、持分プーリング法により結合当事企業の資産、負債及び資本の簿価を引き継ぐとされた。また、持分の結合と判断されなかったものは「取得」と判定し、この場合にはパーチェス法を適用するとされた。

学校法人の会計においては、持分がなく議決権の概念がないことをはじめ、いわゆる“合併等の力関係”を示す客観的な基準の判定が困難であることや、公共性の観点から自由な資産処分が制限されること、設置基準における資産額基準などの問題、基本金との関係などから、企業結合意見書の考え方をそのまま適用することはできないとともに、いずれの方法が妥当であるとも一概にはいえない。

学校法人が、持分プーリング法により会計処理を行えば、資産、負債は帳簿価額のまま継承され、したがって、正味財産（基本金＋消費支出準備金＋繰越消費収支差額）もそのまま引き継がれる。この場合、基本金要組入額は変更しないと考えるため、減価償却資産は減価償却累計額を含めて継承される。これに対しパーチェス法によれば、解散法人の資産、負債は公正な評価額（時価）で評価され、正味財産はこの評価額の差額となる。この場合は、基本金要組入額は公正に評価された資産の価額によるため、減価償却累計額について考慮する必要はない。

学校法人のこれまでの数少ない実務の例では、合併の会計処理にあっては学校部門の設置者が変更されるという点に着目し、資産、負債の引継価額は財産目録に記載された価額、すなわち帳簿価額により引き継ぐ持分プーリング法により会計処理が行われ、基本金も固定資産の取得価額で引き継がれるのが通常であった。

しかし、時価変動の著しい固定資産や耐用年数を経過した固定資産を引き継いだ場合、組入れの原因となった固定資産の取得価額により基本金を引き継ぐことは、継承法人が合併時における実際の価値と乖離する金額を維持しなければならないこととなるため、合併時の公正な評価額（時価）によって会計処理する方が学校法人の経営の実態を表しており実務的であるとも考えられる。

このように、教育事業等の継続に着目し、引き継ぐ財産の取得価額は原始のまま変わらず、学校の設置者である学校法人が変更になるにすぎず、持分プーリング法によることが妥当であるという考え方と、学校法人が寄附行為から成り立つことに着目し、当該寄附は公正な評価額（時価）によって会計処理される、すなわち、パーチェス法によることが妥当とする考え方がある。また、持分プーリング法による場合でも、時価が著しく下落している資産については時価により評価すべきであるという考え方もある。

どちらの方法を採用すべきかは、資産、負債だけではなく基本金の引継価額にも多大な影響を与えることを思慮すると、財務情報が公開されていない現在の制度の中で実務上の諸問題を認識することには困難があり、結論を導くのは尚早であると考えられることから、本研究報告においては合併の個々の実態によっていずれの処理方法も採用できるよう、両論の会計処理を示すこととし、実務の進展を見守ることとした。

## 2. 分離

分離における会計処理については、継承法人が資産、負債等を帳簿価額で受入処理するのか、あるいは公正な評価額（時価）で受入処理を行うのかという問題がある。

企業会計においては平成12年に商法が改正され会社分割の概念が創設され、当協会会計制度委員会研究報告第7号「会社分割に関する会計処理」（平成13年3月30日）において、原則として支配権の有無により、売買処理法と簿価引継法の会計処理について示されているが、寄附行為から成り立つ学校法人においては持分の概念や支配権の概念がないため、これらの考え方をそのまま採用することはできない。

したがって、分離における継承法人における会計処理については、前項の合併における会計処理の基本的な考え方で示したように、帳簿価額で受入処理を行う方法と公正な評価額（時価）で受入処理を行う方法の両方が考えられ、両論の会計処理を示すこととした。

なお、合併又は分離の事務手続としては、寄附行為（変更）認可の申請手続と併せて設置者変更等の手続が必要となる（別紙参照）。また、吸収分離では寄付財産の受入れの手続を行う処理が必要と考えられる。

### 基本金の引継価額

基本金は、「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額」（会計基準第29条）と定められている。さらに、基本金は、「学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額」（第1号基本金）、「新たな学校の設置又は既存の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額」（第2号基本金）、「基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額」（第3号基本金）、「恒常的に保持すべき資金として別に文部大臣の定める額」（第4号基本金）として、四つに区分されている。

#### 1. 第1号基本金

第1号基本金は、必要な資産を継続的に維持するための金額（会計基準第29条）であり、受入資産の価額に対応するものと考えられる。したがって、事業は継続しており学校の設置者を変更したにすぎないと考えれば、継承法人は、解散法人又は分離法人の資産を取得価額で受け入れることとなり、解散法人又は分離法人が取り崩した基本金をそのまま引き継ぐことになる。

一方、寄付によって新たな学校法人を設立又は学校を設置したと考えれば、資産はそのとき通常取得に要する価額、すなわち、公正な評価額（時価）により計上されることから、継承法人の基本金は、解散法人又は分離法人が維持してきた基本金の額とは関連をもたず、公正に評価された資産の受入価額を基礎とすることとなる。

合併又は分離の背景や状況が一律ではなく、持分プーリング法又はパーチェス法のど

これらの考え方をもって妥当な会計処理といえるかは個々のケースにより判断すべきと思慮されることから、双方の考え方による会計処理を示すこととした。

なお、解散法人又は分離法人における当該基本金は、取崩要因（会計基準第31条）となり、会計基準に従い会計処理を行う。

## 2．第2号基本金

第2号基本金の設定は、将来取得する固定資産の取得に充てるため、学校法人の理事会で決議された計画に基づき計画的に行うことが求められている。

したがって、解散法人又は分離法人が策定していた計画を引き継ぐ場合であっても、継承法人の理事会の新たな承認手続が必要となる。この決定に基づき、計画を引き継いだ場合はそれに見合う引当特定資産の計上が必要となることに留意しなければならない。

また、計画を引き継がない場合には、第2号基本金の受け入れは行わないが、これに見合う引当特定資産だけを受け入れる場合には、当該引当特定資産を構成する資産の内容により支払資金等として受け入れることになる。

なお、第2号基本金の計画を引き継いだ場合、第1号基本金と同様に解散法人又は分離法人が取り崩した基本金の額をそのまま引き継ぐか、公正に評価された引当特定資産の受入価額とするかは、個々のケースにより判断することになる。

## 3．第3号基本金

第3号基本金は、基金として継続的に保持し、かつ運用する金銭その他の資産の額と規定されており、継承法人における承認手続が必要であり、この決定に基づき基金を引き継ぐかどうか決定される。

基金を引き継ぐ場合には第3号引当資産と共に第3号基本金を受入処理し、基金を引き継がない場合には第3号基本金の受け入れは行わない。なお、これに見合う引当資産だけを受け入れる場合には、当該引当資産を構成する資産の内容により支払資金等として受け入れることになる。

なお、第3号基本金の計画を引き継いだ場合、第1号基本金と同様に解散法人又は分離法人が取り崩した基本金の額をそのまま引き継ぐか、公正に評価された引当資産の受入価額とするかは、個々のケースにより判断することになる。

## 4．第4号基本金

第4号基本金は「恒常的に保持すべき資金として別に文部大臣の定める額」と規定されており、計算上の金額であり、これに対応する資産を特定することはできない。

学校法人の安定的な経営のために第4号基本金を保持する主旨からは、これを引き継ぐべきであるとも考えられるが、第4号基本金は学校法人全体で計算することが予定されており、分離の場合には当該分離部門に対応する第4号基本金を特定することができない。また、合併の場合には第4号基本金を引き継ぐことは実務的には容易であるが、必ずしも第4号基本金に見合う資金を有しているとは限らず、実体の伴わない基本金を引き継ぐことも想定され、基本金の主旨に沿わないと考えられる。

これらのことから、継承法人は、合併又は分離に伴う新たな計算は行わず、自己の収支状況を基に「文部大臣の定める額」を算出することが妥当と考えられる。なお、この

合併又は分離の影響は消費支出の額に変動をもたらすため、翌年度の第4号基本金の計算において反映される。

また、第4号基本金の引継ぎを否定するものではなく、合併又は分離の実情により、第4号基本金の額を引き継ぐことも考えられる。

## 5. 基本金未組入額

基本金未組入額について、解散法人又は分離法人の事業は継続しており学校の設置者を変更したにすぎないと考えれば、借入金、未払金等を継承法人が引き継ぎ、それらが基本金の対象となっている固定資産の購入に係る負債である場合には、解散法人又は分離法人における未組入額はそのまま継承法人に引き継がれる。

一方、資産の価値の実態を重視し、固定資産の取得価額は通常取得に要する価額で評価すると考えれば、当該金額が基本金要組入額となり、解散法人又は分離法人が計上していた未組入額とは関連を持つことなく、取得に係る資金の構成により、当該資産に対応する負債が未組入額となる。このため、解散法人又は分離法人が未組入額のない第1号基本金の対象資産を借入金等の負債により取替更新した場合などにおいて、当該資産に係る負債を未組入額としないことがあるが、継承法人が固定資産に対応する負債を引き継いだ場合には、未組入額が新たに発生することがあるので留意する。

なお、基本金の未組入額がある固定資産を引き継いでも、未組入の原因となった負債を引き継がない場合には基本金の要組入額の全額を基本金に組入れなければならない、未組入額の引継ぎの問題は生じない。

## その他の検討項目

### 1. 有価証券

合併又は分離に当たり、有価証券は所有目的の如何を問わず、その評価が検討課題となる。

持分プーリング法による場合には、合併又は分離される学校法人の帳簿価額をそのまま引き継ぐが、パーチェス法によって処理する場合には公正な評価額（時価）を算定しなければならない。時価については、市場性のある有価証券は市場価額、市場性のない有価証券については実質価額による。

### 2. 営業権

企業会計において、合併や買収に際して被合併会社から受け入れる純資産額を上回る対価を支払う場合があり営業権が計上されるが、これは、被合併会社に技術力、顧客基盤、知名度、事業の将来性など有形無形の資産価値を認めていることによる。

一方、公共性が高く非営利である学校法人が営業権を計上することは制度上実務に馴染まないため、営業権は計上しないことが妥当と考えられる。

合併に際して学校法人の場合も、解散法人における知名度や教育水準など有形無形の資産価値を見出す場合があることは否定できないが、学校法人には企業の株主に相当するような所有者はおらず、合併対価を支払うことは実務上ない。

また、分離の場合にも、継承法人が分離法人に純資産額以上の価値を見出した場合

に、分離法人に対し何らかの対価を支払うことも考えられるが、この場合には、受入れに際しての寄付金収入と当該対価とが相殺されるか、または、寄付金等の支出とすべきであろう。

### 3．退職給与引当金

合併の場合、解散法人で計上されている退職給与引当金のうち引き継がれる教職員に係る部分の引当金額を包括的に引き継ぎ、分離の場合には、継承法人に引き継がれる教職員に対応して退職給与引当金を区分処理する。ただし、それが困難な場合は、給与金額の総額比等の基準により合理的に按分することになる。

学校法人の退職金制度は、外部の私学退職金団体を活用している場合が多いので、これらの私学退職金団体が学校法人の合併又は分離に対してどのような取扱いをするかにより、これに応じた会計処理の方法の検討が必要となることも考慮しなければならない。

なお、私学退職金団体に対する負担金等については、加入する退職金団体の取扱いに応じた会計処理を行うものとする。

### 4．その他

合併は、一般的に包括契約であるので、継承法人はすべての権利、義務を引き継ぐ。したがって、リース契約、債務保証契約、訴訟などのオフバランス事項等もすべてを引き継ぐこととなる。

一方、分離は個別契約であり、当事者間の個別的な合意によることとなる。リース契約や債務保証などその他のオフバランス事項等についても当事者間の契約によることとなるが、学校法人間の意思のみならず、相手方の承認が必要な場合も多いので十分な検討が必要であろう。

#### 合併又は分離における継承法人の会計処理等の例示

これまで検討したように、合併又は分離に際し資産、負債等を帳簿価額で引き継ぐのか、公正な評価額（時価）で引き継ぐのかは、個々の合併又は分離の背景、契約実態、効果などによって考慮の余地があり、いずれを採用すべきであるとの統一的な処理方法を示すことは困難である。そこで、簡単な事例により両論による処理を示すと次のとおりである。

また、新設分離、吸収分離はそれぞれ新設合併、吸収合併と同様の処理が予定されるので省略し、公正な評価額（時価）が帳簿価額を上回る場合と下回る場合について会計処理等を例示する。

#### 設例

##### 解散法人Aの合併直前の貸借対照表

土地	200	借入金	250
建物 取得価額	130	基本金	280
減価償却累計額	40	繰越消費収支差額	200
有価証券	30		
現預金	10		
合計	330	合計	330

（注：土地に係る基本金の未組入額 50）

1. 公正な評価額（時価）による継承法人の会計処理

(1) 基本金組入対象資産の公正な評価額（時価）が帳簿価額を上回り、かつ、土地取得に係る負債を引き継ぐ場合

・公正な評価額（時価）      土地 400   建物 90   有価証券 10  
 その他：帳簿価額と同額

会計処理

土	地	400	借入金	250
建	物	90	現物寄付金	250
有価証券		10	（又は一般寄付金）	
現預金		10	一般寄付金	10      ~ 支払資金分
基本金組入額		440	第1号基本金	440

（土地400 - 未組入額50 + 建物90）

貸借対照表

土地	400	借入金	250
建物	90	基本金	440
有価証券	10	繰越消費収支差額	180
現金	10		
合 計	510	合 計	510

（注：基本金未組入額 50）

(2) 基本金組入対象資産の公正な評価額（時価）が帳簿価額を下回り、かつ、土地取得に係る負債を引き継ぐ場合

・公正な評価額（時価）      土地 70   建物 90   有価証券 10  
 その他：帳簿価額と同額

会計処理

土	地	70	借入金	250
建	物	90		
有価証券		10		
合併受入差額*1		80		
現預金		10	一般寄付金	10      ~ 支払資金分
基本金組入額		110	第1号基本金	110

（土地70 - 未組入額50 + 建物90）

\*1分離の場合には、分離受入差額

貸借対照表

土地	70	借入金	250
建物	90	基本金	110
有価証券	10	繰越消費収支差額	180
現金	10		
合 計	180	合 計	180

（注：基本金未組入額 50）

## 2. 帳簿価額による継承法人の会計処理

### 会計処理

土 地	200		借 入 金	250
建 物	130		減価償却累計額	40
有 価 証 券	30		現物寄付金	70
			(又は一般寄付金)	
現 預 金	10		一般寄付金	10
基本金 組入額	280		第1号基本金	280
			~ 支払資金分	
			(土地200 - 未組入額50 + 建物130)	

### 貸借対照表

土地	200	借入金	250
建物	90	基本金	280
有価証券	30	繰越消費収支差額	200
現金	10		
合 計	330	合 計	330

(注：基本金未組入額 50)

### 計算書類における表示等

#### 1. 勘定科目の設定

合併又は分離の会計処理に当たっては、会計基準に従い通常の会計処理において使用する一般的な勘定科目を用いる方法のほか、新たな勘定科目を設ける方法がある。

解散法人又は分離法人における会計処理の大科目は、諸経費の支出に関しては、「管理経費」となろう。分離法人における資産の処分に関しては、「資産売却差額」又は「資産処分差額」とし、小科目について新たな勘定科目を設ける場合には、「分離引渡差額」等が考えられる。

一方、継承法人における会計処理の大科目は、資産と負債の受入差額がプラスの場合には「寄付金」又は「雑収入」とし、マイナスの場合には「管理経費」又は「資産処分差額」となろう。また、小科目について新たな勘定科目を設ける場合には、「合併受入差額」、「分離受入差額」等が考えられる。

いずれにせよ、明瞭性の見地から注記で必要な情報を補うことが望ましい。

#### 2. 貸借対照表等への記載

計算書類の注記事項については、会計基準第34条において、減価償却額の累計額の合計額、徴収不能引当金の合計額、担保に供されている資産の種類及び額、退職給与引当金の額の算定方法、基本金の未組入額の5項目を列挙しており、合併又は分離が行われた場合であってもその事実を注記しなければならないとする定めはない。しかし、合併又は分離が学校法人の財政に与える影響の重要性に鑑み、財政及び経営の状況を正確に判断することができるよう、その旨、その内容を貸借対照表等に注記することが必要である。なお、合併又は分離が実行される以前においても、これらの契約等の事実がある

場合には、偶発事象又は後発事象として注記することが望ましい。

### 3. 明細表への記載

明細表については、会計基準第36条において、「固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表には、当該会計年度における固定資産、借入金及び基本金の増減の状況、事由等をそれぞれ第7号様式、第8号様式及び第9号様式に従って記載するものとする。」と規定し、各様式において更に記載方法を定めている。

#### (1) 固定資産明細表

固定資産明細表については第7号様式(注)4において、「贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額(その額が3,000万円を超える場合には3,000万円)を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれの事由を摘要の欄に記載する。」と定めている。

したがって、固定資産増加又は減少の事由が、学校法人の合併又は分離などによる場合には、摘要欄にその事由を記載しなければならない。なお、その事由に併せ、増加又は減少資産の価額及び減価償却累計額を記載することが望ましい。

#### (2) 借入金明細表

借入金明細表については、第8号様式において、固定資産明細表で求めているような、特殊な事由による増減についての注記は求めている。

しかし、借入契約に基づく返済以外の事由による減少などは、学校法人の借入金の増減内容の実態を明瞭に表示する観点から必要と認められる事項を注記することが望ましく、金融機関から債務免除を受ける場合、他の学校法人の借入債務引受けにより借入金が発生する場合等も含め、合併又は分離に伴う増減であることが明瞭に判断できるよう、その事由を注記又は摘要欄に記載することが望ましい。

#### (3) 基本金明細表

基本金明細表については、第9号様式(注)2において、「～組入れ及び取崩しの原因となる事実ごとに記載する。～」と定めている。したがって、事項欄において合併又は分離という事実が明瞭にわかるように記載しなければならない。また、この(注)2においては、さらに、「ただし、第3号基本金以外の基本金については、当期組入れの原因となる事実に係る金額の合計額が前期繰越高の100分の1に相当する金額(その金額が3,000万円を超える場合には、3,000万円)を超えない場合には、資産の種類等により一括して記載することができる。」と記載されているが、合併又は分離という事由の重要性に鑑み、金額の如何を問わず組入れ及び取崩しの原因を記載することが望ましい。

以 上

(別紙)

学校法人の合併又は学校の分離の各形態と寄附行為(変更)認可申請手続等の関係

区分	学校法人の合併又は学校の分離の各形態	寄附行為(変更)の認可申請手続等の区分
(1) 新設 合併		<p>学校法人C 合併の認可申請(文部科学大臣) (私立学校法施行規則第6条) C法人については、審議会の審査は不要である。 学校法人A 学校法人B A・B法人については、合併の認可申請に含まれるので、解散の申請手続(審議会の審査)は不要である。</p>
(2) 吸収 合併		<p>学校法人A 合併の認可申請(文部科学大臣) (私立学校法施行規則第6条) A法人については、審議会の審査は不要である。 学校法人B B法人については、解散の申請手続(審議会の審査)は不要である。</p>
(3) 新設 分離 (設置 者変更)		<p>学校法人A 寄附行為変更の認可申請(知事大臣へ進達)(私立学校法施行規則第4条第1項) A法人については、審議会の審査は不要である。 学校法人B 寄附行為の認可申請(都道府県知事) (私立学校法施行規則第2条第4項) B法人については、都道府県の私立学校審議会の審査が必要である。</p>
(4) 吸収 分離 (設置 者変更)		<p>学校法人A 短大の設置者となる学校法人の寄附行為変更の認可申請 (私立学校法施行規則第4条の2第1項) 学校法人B 短大の設置者でなくなる学校法人の寄附行為変更の認可申請 (私立学校法施行規則第4条の2第2項) A・B法人のいずれも、設置者変更についての審議会の審査が必要である。</p>

(注) 1 表中の「審議会」は、「大学設置・学校法人審議会」の略である。

2 (3) 新設分離及び(4) 吸収分離の場合には、寄附行為の(変更)認可申請とともに、大学等の設置者変更の手続き(学校教育法第4条第1項第1号及び第3号)が必要である。